

三島市規則第2号

三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年三島市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(説明会の開催等)

第2条 事業主等（条例第4条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）は、同条第2項に規定する当該土地の埋立て等に係る利害関係人に周知させるために必要な措置として、説明会を開催するものとする。ただし、事業主等の責めに帰することができない事由により、説明会を開催することができない場合においては、当該利害関係人を個別に訪問して説明することをもって説明会の開催に代えることができる。

(許可の申請)

第3条 条例第7条第1項の許可を受けようとする事業主は、様式第1号による土地の埋立て等許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合には、当該図書の一部を省略することができる。

- (1) 様式第2号による土地の埋立て等計画書
- (2) 様式第3号による事業区域及び隣接する土地の所有者一覧表
- (3) 様式第4号による土地の埋立て等施行同意書
- (4) 土地の埋立て等に係る請負契約を締結する場合にあっては、当該工事請負契約書の写し
- (5) 事業主等の住民票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書（当該事業主等が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他事業主等の

資力及び信用を証する書類並びに印鑑登録証明書)

- (6) 前条の説明会を開催した場合にあっては、様式第5号による説明会開催概要書
- (7) 土砂等の搬出入経路図
- (8) 様式第6号による土砂等の搬入計画書
- (9) 位置図及び事業区域図
- (10) 公図の写し
- (11) 土地の登記事項証明書
- (12) 現況平面図、計画平面図及び縦横断面図
- (13) 求積図
- (14) 構造物を設ける場合にあっては、その構造図
- (15) 事業区域の現況写真
- (16) その他市長が必要と認める図書

(許可又は不許可の通知)

第4条 市長は、前条の土地の埋立て等許可申請書の提出があったときは、許可又は不許可の決定をし、その旨を様式第7号による土地の埋立て等^{許 可}_{不許可}決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第5条 条例第7条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 土地開発公社

- (5) 中日本高速道路株式会社
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (8) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (9) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (10) 独立行政法人水資源機構
- (11) 独立行政法人都市再生機構
- (12) その他国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの
2分の1以上を出資している法人であつて、土地の埋立て等を適正かつ確実に
行うことができるものとして市長が認めたもの

2 条例第7条第2項第5号の規則で定める土地の埋立て等は、耕作に伴う整地、
農業用施設の維持又は修繕に伴う行為その他の通常管理行為として行うものを
いう。

(施行基準)

第6条 条例第8条の規則で定める施行基準は、別表第1のとおりとする。

(変更の許可の申請等)

第7条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の埋立て等の目的
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の量
- (4) 土地の埋立て等の形状
- (5) 土地の埋立て等の施工方法
- (6) 土地の埋立て等の施工期間

2 条例第10条第1項に規定する変更の許可を受けようとする許可事業主（同項に
規定する許可事業主をいう。以下同じ。）は、様式第8号による土地の埋立て等

変更許可申請書に、第3条に掲げる図書のうち、土地の埋立て等の内容の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の土地の埋立て等変更許可申請書の提出があったときは、許可又は不許可の決定をし、その旨を様式第9号による土地の埋立て等変更^{許可}_{不許可}決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可事業主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 工事施工者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更
- (3) 現場責任者の氏名及び住所の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に掲げる図書の内容の変更（第1項に掲げる事項の変更及び当該変更に伴う事項の変更を除く。）

5 条例第10条第2項の規定による届出をしようとする許可事業主は、様式第10号による土地の埋立て等変更届出書を市長に提出しなければならない。

（開始の届出）

第8条 条例第11条の規定による届出をしようとする許可事業主は、様式第11号による土地の埋立て等開始届出書を市長に提出しなければならない。

（土壌検査等）

第9条 許可事業主は、条例第12条第1項に規定する土壌検査及び水質検査を、市長の指定する職員の立会いの下、次により行わなければならない。

- (1) 土地の埋立て等の期間においては、6月に1回以上行うこと。
- (2) 条例第13条第1項に規定する完了又は廃止の届出を行った場合においては、市長が指定する期日に行うこと。

2 条例第12条第3項の規則で定める検査基準は、土壤検査にあつては別表第2のとおりとし、水質検査にあつては別表第3のとおりとする。

(完了又は廃止の届出)

第10条 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする許可事業主は、様式第12号による土地の埋立て等^{完了}_{廃止}届出書を市長に提出しなければならない。

(措置命令)

第11条 条例第13条第2項又は第18条の規定による措置命令は、様式第13号による土地の埋立て等に関する措置命令書により行うものとする。

(標識)

第12条 条例第14条の標識は、様式第14号による土地の埋立て等許可標識によるものとする。

(帳簿の記載事項)

第13条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の埋立て等に用いた土砂等の発生場所
- (2) 土地の埋立て等に用いた土砂等の搬入をした者
- (3) その他市長が必要と認める事項

(地位の承継の届出)

第14条 条例第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第15号による土地の埋立て等に関する地位承継届出書を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第15条 条例第17条の規定による勧告は、様式第16号による土地の埋立て等不適合是正勧告書により行うものとする。

(中止命令)

第16条 条例第19条の規定による中止命令は、様式第17号による土地の埋立て等

中止命令書により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第17条 条例第20条の規定による原状回復等の命令は、様式第18号による土地の埋立て等に関する原状回復等命令書により行うものとする。

(許可の取消しの通知)

第18条 市長は、条例第21条の規定により許可を取り消したときは、その旨及びその理由を様式第19号による土地の埋立て等許可取消通知書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(土地所有者への通知)

第19条 条例第22条の規定による通知は、様式第20号による土地の埋立て等に関する処分実施通知書により行うものとする。

(土地所有者に対する勧告)

第20条 条例第23条の規定による勧告は、様式第21号による所有する土地における災害の防止等勧告書により行うものとする。

(報告の徴収)

第21条 市長は、条例第24条第1項の規定により報告を求めようとするときは、その旨を様式第22号による土地の埋立て等報告徴収通知書により当該事業主に通知するものとする。

2 条例第24条第2項の規定による報告をしようとする事業主は、様式第23号による土地の埋立て等報告書を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第22条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、様式第24号による身分証明書によるものとする。

(申請書等の提出部数)

第23条 条例及びこの規則により市長に提出する申請書、届出書及び報告書並び

にこれらに添付する図書の部数は、正本及び副本各1部とする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

1 一般的基準

(1) 周辺対策

ア 粉塵、騒音、振動、土砂等の流失等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

イ 周辺の自然環境を保全し、又は周辺の工作物の機能を阻害することを防止するため、必要な措置が講じられていること。

(2) 作業時間等

ア 土地の埋立て等に係る作業（以下単に「作業」という。）は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に行うこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

イ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は、作業を行わないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(3) 交通対策

ア 土砂等の搬出入に係る経路は、あらかじめ、関係行政機関と協議して指定すること。

イ 土砂等の搬出入に係る経路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登下校時間帯の土砂等の搬出入車両の通行制限その他の必要な措置を講ずること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、通行日時の設定、交通誘導員の配置、標識の設置その他の交通対策上必要な措置を、関係行政機関と協議の上、講ずること。

(4) 防災対策

ア 事業区域の出入口は、原則として 1 箇所とすること。

イ 事業区域内に、みだりに人が立ち入ることのないよう、必要な措置を講ずること。

ウ 作業中は、現場責任者を常駐させ、災害の防止に努めること。

エ 災害が発生した場合は、事業主等が責任を持って問題解決に当たること。

2 技術的基準

土地の埋立て等を行うに当たっては、別に定める技術的基準を遵守すること。

3 その他

土地の埋立て等の内容が、条例、この規則その他関係法令に違反するものではないこと。

別表第2（第9条関係）

1 試料の採取

- (1) 事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等は、(1)により区分された区域ごとに、市長が指定する5地点において、地表から10センチメートルまでのものを採取すること。
- (3) (2)により採取した土砂等は、当該区域ごとに等量を混合して1試料とすること。

2 検査方法

- (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する物質の種類ごとの量の測定にあつては、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）により定められた測定方法により検査すること。
- (2) 土壌に含まれる物質の種類ごとの量の測定にあつては、土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）により定められた測定方法により検査すること。

3 基準値

- (1) 2(1)の測定方法により測定された数値は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第3の特定有害物質の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の要件欄に掲げる要件に該当すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 2(2)の測定方法により測定された数値は、土壌汚染対策法施行規則別表第4の特定有害物質の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の要件欄に掲げる要件に該当すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 検査機関

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第2項に規定する指定調査機

関が検査を行うこと。

別表第3（第9条関係）

1 試料の採取

試料は、事業区域内の調整池の越流水又は滞留水から採取すること。

2 検査方法

環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年環境庁告示第64号）により定められた検定方法により検査すること。

3 基準値

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の有害物質の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の許容限度欄に掲げる許容限度に適合すること。ただし、2の検査方法による検査の結果が、当該事業区域の周辺地域の水質の状況その他の要因に影響を受けていると認められる場合には、当該要因を考慮した許容限度として市長が適当と認めたものとするができる。

4 検査機関

計量法（平成4年法律第51号）第110条第1項に規定する計量証明事業者が検査を行うこと。